

令和8年4月14日

国土交通省海事局

海上運送法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

国土交通省では、令和8年2月13日から令和8年3月15日まで、海上運送法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、本件に直接関係がなかった御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和8年2月13日から令和8年3月15日

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォーム、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 5件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 （代表）03-5253-8111（内線43-268）

いただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方

御意見	国土交通省の考え方
<p>旅客不定期航路事業者は令和9年4月1日までの間に旅客船の安全対策として実施しなければならないことが多くあり、対応が困難。施行日を少なくとも1年後としてほしい。</p>	<p>旅客船の安全対策について複数の対応が必要となることは認識しており、事業者の皆様への負担に配慮する必要があると考えております。一方、映像記録装置の設置は、救命設備等の他の安全設備と異なり、必ずしも陸揚げやドック入りを必要とせず、比較的簡易に行うことが可能です。また船舶安全法上の設備ではないため、船舶検査も不要です。</p> <p>このため、公布から施行まで約1年の準備期間を設けることで、事業者の皆様に必要な対応期間を確保できると考えております。</p> <p>なお、円滑な導入を支援するため、映像記録装置を用いた教育訓練の実施方法を説明する動画やベストプラクティスを国土交通省のHPで公表しており、今後も必要な情報提供を行ってまいります。</p>
<p>撮影された映像を教育利用の活用する場面で、事故・ヒヤリハット発生時の映像を再発防止に活用することは非常に有効だと思う。また事故やトラブル発生時の事実関係の確認や責任所在の明確化にも有効と思う。これにより、船員を守ることに有効であると思う。</p> <p>一方で、今回の省令は、ドライブレコーダーの取り付けを義務化するだけでなく、教育訓練に活用することも義務化されると思うが、事故・ヒヤリハットの発生していない通常運航の場合の記録をどのように教育訓練に活用していくのか、どのような頻度で活用すべきなのか、義務化された教育訓練の手法を明確にされることを希望する。漠然と抽象的に教育・訓練といっても各船社様々な環境や条件であり、何が教育・訓練として有効なのか、具体的に指導していただければありがたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、事故やヒヤリハット事例の記録は再発防止に極めて有効ですが、通常運航時の記録についても、操船者自身の日々の操船の振り返りや新人教育等に有効活用できます。</p> <p>活用頻度については、各事業者の運航実態や教育訓練の体制が様々であることから、一律に定めることはせず、各事業者において適切な頻度で実施していただくことが望ましいと考えております。</p> <p>具体的な教育訓練の実施方法につきましては、「船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン」や実際に導入している事業者の活用事例をまとめた「ベストプラクティス」、教育訓練の実施方法を説明する動画を国土交通省ホームページで公開しております。これらを参考に、各事業者の実情に応じた効果的な教育訓練を実施していただきたいと考えております。</p>

<p>1. 屋形船におけるヒヤリハット発生状況</p> <p>屋形船は限定水域での定型コース・低速航行という特性を有し、外洋小型旅客船とは操船リスク構造が異なる。ヒヤリハット事例自体が頻発しているとは言い難い業態において、一律に設置義務を課す合理性については慎重な検討が必要である。</p> <p>2. 実行可能性</p> <p>屋形船事業の多くは個人事業または家族経営であり、映像の収集・編集・分析・教材化といった一連のプロセスを実施するための IT 機器操作能力や動画編集技術、データ管理体制を有しない事業者も少なくない。実質的に履行困難な義務を課すことは、形式的な設置のみとなり目的と手段が乖離する懸念がある。</p> <p>3. 合理的な代替措置</p> <p>より合理的な代替措置として、国による標準教育動画の作成・提供や、同一航行水域単位での教材制作への補助制度を提案する。</p> <p>安全対策強化の方向性には賛同するが、屋形船におけるヒヤリハット実態が非常に少ないこと、小規模事業者にとって教育目的での映像活用が実務上困難であることを踏まえ、より合理的かつ実行可能性を伴う制度設計を求める。</p>	<p>1. 屋形船におけるヒヤリハット発生状況について</p> <p>ヒヤリハット事例の統計が限られていることは承知しておりますが、近年も</p> <p>2024年：高知県の沈下橋衝突</p> <p>2023年：東京都の護岸衝突</p> <p>など、屋形船においても事故が発生しており、表面化していないヒヤリハット事例が存在するものと考えられます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、屋形船は外洋小型旅客船とは異なる特性を有しますが、橋梁や護岸等の構造物への接近航行、他船との接近など、屋形船特有のリスクへの対応が求められます。</p> <p>このため、実際の航行を客観的に記録できる映像記録装置（ドライブレコーダー）は、屋形船への教育訓練においても必要かつ有効と考えます。</p> <p>2. 実行可能性について</p> <p>本制度は、録画・保存された映像をそのまま視聴し、操船の振り返りや気付きの共有などに活用することを想定しております。現在市販されているドライブレコーダーの多くは、電源投入で自動的に録画開始、記録媒体（SDカード等）を取り出して簡単に再生できるといった機能を備えており、高度な動画編集や専門作業は必要ありません。</p> <p>3. 合理的な代替措置について</p> <p>教育訓練の実施方法を説明する動画やベストプラクティスを国土交通省 HP で公表しているところです。</p> <p>実効性のある教育訓練を行うためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各船舶が実際に航行する水域環境の特性 ・個々の操縦者の操船の特徴や改善点 ・その日の気象海象条件下での判断 <p>といった、各船・各操縦者固有の状況を把</p>
--	--

	<p>握する必要があります。</p> <p>このため、共通の教育用教材のみでは不十分であり、自船の映像を活用した教育訓練が、実効性のある安全対策として必要と考えております。</p>
<p>自動車運送業では、貸切バスにドライブレコーダーの設置義務があるが、自動車運送事業者の場合、何年もかけて協力事業者を募りデータを集積教育実施の導入に関して十分な検証・期間を用いて対応している。</p> <p>また記録されたデータには、目的に必要なデータ以上に不要なデータが非常に多く、必要な情報の抽出を始め回収及び解析を行なうため多大な労力を必要とすることから、ドライブレコーダーの活用が進まない要因のひとつとなっている。</p> <p>これらのことから、小規模事業者が自社での教育に用いるとなれば、機材の購入・映像編集・技術的な面から対応できないのではないか。</p> <p>当面は、事故の状況映像の確保・把握のためのシステムとして導入が望ましいと思う。</p> <p>屋形船は、速度が遅く、港湾・河川の運航であって天候に関しての急変する地域でないため、ドライブレコーダーの設置をする船舶から除外することとしてほしい。</p>	<p>知床遊覧船事故以降、協力事業者と共に検討を行った結果として進めている施策となります。具体的な教育訓練の実施方法などにつきましては、「船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン」で公表しているほか、実際に導入している事業者の活用事例をまとめた「ベストプラクティス」、教育訓練の実施方法を説明する動画を国土交通省ホームページで公開しております。これらを参考に、各事業者の実情に応じた効果的な教育訓練を実施していただきたいと考えております。</p> <p>また、データ利用の煩雑さを挙げていただいておりますが、本制度は高度な動画編集技術を求めるものではなく、録画・保存された映像をそのまま視聴し、操船の振り返りや気付きの共有などに活用することを想定しています。現在市販されているドライブレコーダーの多くは、電源投入で自動的に録画開始、記録媒体（SDカード等）を取り出して簡単に再生できるといった機能を備えており、特別なIT技術がなくても運用が可能です。</p> <p>さらに、機材の購入に関する負担については、日本財団による助成を受けた一般社団法人日本中小型造船工業会により補助金事業が行われておりますので、こちらをご活用いただければと思います。</p> <p>最後に屋形船の危険性の低さについて言及していただいておりますが、屋形船においても近年事故が報告されていることや、橋梁や護岸等の構造物への接近航行、他船との接近など、屋形船特有のリスクへの対応が必要となりますので、ドライブレコーダーを用いた</p>

	<p>教育訓練を行っていただく必要があると考えます。</p>
<p>「ドライブレコーダーに相当する装置」に記録された操船に係る映像を日々の教育訓練に活用することを義務付けるということが検討されているようですが、事業者側の観点から結論から言うと効果を期待できる省令ではないと考えます。</p> <p>理由1：映像を教育訓練に活用することであるが、映像を用いることで具体的にどういう効果を狙っているのかが不明であるため。</p> <p>理由2：人の運送に関する他の運送事業において既に導入されていて、このような訓練をしたらこのような成果が得られたなどの事例展開もなく、いきなりの導入は本来の事故防止の目的を達成する最善の策なのかが疑問。今流行りの映像を用いればなんとかよいことが起きるだろうくらいの外部からの意見に惑わされているのではないか。実際に義務として課される事業者側の立場を考えたことがあるか。</p> <p>理由3：小職が事業を営む隅田川・お台場付近は外海とは異なり、KAZU1の環境とは大きく異なる。これを同じルールで縛るのは効率がよくない。危険度に応じた賢明な対応をお願いしたい。</p>	<p>映像記録装置の記録を用いた教育訓練は、以下のような効果が期待されます。</p> <p>①同じ航路であっても、気象海象条件（波浪、潮流、視界等）は日々変化し、それに応じた操船判断や対応が求められます。様々な条件下での操船映像を蓄積し活用することで、より実践的な教育訓練が可能となります。</p> <p>②ヒヤリハット事例（他船との接近、突然の気象変化への対応等）は予期せず発生するため、日々の運航を記録することで、これらの貴重な場면을教育訓練に活用することができます。</p> <p>③操縦者個人の操船の癖や改善点を客観的に確認し、継続的に技能向上を図ることができます。</p> <p>なお、実際に映像記録装置を導入し教育訓練を実施している事業者からは、「口頭では指導しづらいニュアンスが映像では一目瞭然で伝えやすい」「ヒヤリハットの振り返りに有効」などの評価をいただいております。</p> <p>このように、継続的な記録と活用により、安全性の向上が期待できることから、本制度を導入する方針としたものです。</p> <p>東京の屋形船でも事故が報告されていることや、橋梁や護岸等の構造物への接近航行、他船との接近など、屋形船特有のリスクがあることから、ドライブレコーダーを用いた教育訓練は有効と考えております。</p>

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。